

「令和4年度 札幌市消防団入団促進広報事業」企画・運営業務 企画提案仕様書

1 業務名

「令和4年度 札幌市消防団入団促進広報事業」企画・運営業務

2 業務概要

札幌市消防団について、より多くの市民に知ってもらい、消防団の活動や各制度について理解してもらうとともに、これらの取組を経て、入団者の増加へ繋げることを目的とした消防団入団促進に資する広報事業の企画・運営を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

4 業務内容

札幌市消防団の入団促進へと繋がる広報事業の企画・運営を行うこと。事業内容は、企画提案の結果によって札幌市と受託者で協議のうえ決定すること。詳細は以下のとおり。

(1) 制作物

ア 大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生等（以下、「学生」という。）向け広報紙デザイン
委託者が指定するロゴ（企画提案説明書〔別添10〕参照）を使用し、統一感のあるデザインとすること。また、札幌市消防団や消防団活動の魅力、札幌市学生消防団認証制度（以下、「認証制度」という。）等を分かりやすく伝え、最終的に入団に繋がるような表現とすること。なお、ロゴの改編は認めない。

※ 広報紙の活用場面（例）

- ・ 市内及び近郊大学の学生課や就職支援課等を通じた学生への配布。
- ・ 各種イベント等での学生への直接配布。

イ 学生向け動画

上記アと同様の趣旨で、学生を対象とした動画を制作すること。なお、動画の長さ、形式、動画数については指定しない。また、特に想定する広報用途があれば、併せて提示すること。

※ 動画の活用（例）

- ・ SNS などを通じたスマートフォンへの動画配信
- ・ 札幌市公式 YouTube 及び札幌市公式ホームページ（消防団のページ）への掲載
- ・ 各種イベントでの活動紹介
- ・ デジタルサイネージなどによる広報

ウ 事業所向け広報紙デザイン

札幌市消防団や消防団の活動について、事業所からより理解、協力を得られるような表現とし、札幌市消防団協力事業所表示制度を分かりやすく、活用したくなるような内容とすること。また、認証制度の理解が深まる内容も盛り込むこと。

※ 上記ア及びウに関しては、デザイン制作のみで、印刷業務は含まない。また、広報紙デザインのサイズは指定しないが、サイズ選定根拠や効果について委託者に示し、協議の上決定すること。

エ その他

上記ア、イ、ウのほか、入団促進及び各制度の活用推進等に繋がる制作物があれば、委託者に積極的に提示し、その効果についても示すこと。

(2) 広報（学生や女性、若者〔20歳～30歳代〕などを対象）

上記(1)ア、イの広報素材及び令和3年度制作の広報素材（企画提案説明書〔別添4参照〕）を活用した広報を実施すること。

実施手法については、デジタルコンテンツ等の媒体のほか、高い効果が望めるものであれば、これに限らず積極的に活用すること。なお、どのような媒体、手法を用いるかは事前に委託者に提示し、協議の上決定すること。さらに、周知だけを目的にするのではなく、入団促進に繋がる内容となるよう考慮すること。

(3) 実施結果

本業務の実施結果及び実施結果の分析による次年度以降の事業展望について、事業報告書にまとめること。

(4) 実施時期

令和4年10月中旬から令和5年1月上旬にかけて事業を実施し、令和5年1月31日までに事業の成果を報告できること。

(5) その他

企画提案にあたっては、事業を円滑に進行するため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した内容とすること。

5 業務体制

受託者は、業務全体を統括し札幌市と連絡・調整等を行う者を1名配置すること。

6 経費等

備品、広告費等の必要経費は全て予算額に含むこと。

7 完了報告書

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出すること。また、受託者は前述の業務実施内容について報告書にとりまとめ、事業終了時に提出する。

作成した報告書は、事後にテキスト修正が可能な状態のデータをCDまたはDVDに保存し納品すること。また、札幌市ホームページ等による広報に使用する場合があるため、業務履行期間中、必要に応じてイラストや写真等のデータを提出すること。なお、報告書及び各データの形式等詳細については、委託者と協議の上、決定すること。

8 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に申請すること。
- (2) 再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

9 著作権等について

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、成果物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は成果物について、本著作物を創作したこと、第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。なお、写真や文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の著作権等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにする。
- (4) 企画案又は本著作物の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者又は受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

10 情報の管理について

受託者は、「個人情報保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守して業務を行うこと。

11 業務上のその他の留意事項

受託者は、契約締結後から業務開始までの間に、運営方法等について札幌市と十分に協議し、業務開始日から円滑に運営できるよう努めること。

12 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

- (5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

13 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、札幌市と受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、札幌市から協議の要請があった際は、速やかに協議に応じること。
- (2) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (3) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告し対応を協議すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議のうえ決定する。

14 本件に係る問い合わせ先

【担当】 札幌市消防局職員課厚生係（消防団担当） 久保田

【住所】 〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎4階

【受付時間】 9時00分から17時00分（土日・祝日を除く）

TEL : 011-215-2020 FAX : 011-281-0101 E-mail : kosei.shobo@city.sapporo.jp